

令和6年7月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和6年7月9日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について
 - ③ 承認第3号 専決処分の承認について
 - ④ 承認第4号 専決処分の承認について
 - ⑤ 承認第5号 専決処分の承認について
 - ⑥ 議案第1号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 四万十町立美術館運営審議会委員の委嘱について
 - ② 四万十町合併20周年記念誌制作委員の変更について
- 7 その他
 - ① 令和5年度四万十町教育委員会自己点検・自己評価について
 - ② 学校訪問の総括について
 - ③ 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

承認第1号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年7月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和6年5月29日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

承認第 2 号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 7 月 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和6年6月18日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

承認第3号

専決処分の承認について

東又小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年7月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

東又小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年6月11日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく東又小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	太田 祥一	●●●●●●●●

変更後

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	佐竹 宣昭	●●●●●●●●

任期 : 令和6年6月11日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年5月29日に開催する学校運営協議会において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

東又小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年6月11日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	國元 豊美	●●●●●●●●●●
	田市 芳美	●●●●●●●●●●
	佐竹 宣昭	●●●●●●●●●●
	船村 覚	●●●●●●●●●●
	佐藤 恵司	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	佐々木 大樹	●●●●●●●●●●
	岡本 健	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	島岡 直子	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	福留 博子	四万十町黒石808
	須藤 美香	四万十町黒石502
(5) 学識経験を有する者	石崎 豊史	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者の ほか、教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和6年5月 8日 ~ 令和7年3月31日
令和6年6月11日 ~ 令和7年3月31日
(佐竹 宣昭)

承認第4号

専決処分の承認について

仁井田小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年7月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

仁井田小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年6月13日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく仁井田小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	稲井 智香	●●●●●●●●●●

変更後

区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	石田 健太郎	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年6月13日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年6月13日に開催する学校運営協議会において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

仁井田小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年6月13日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	山本 弘光	●●●●●●●●●●
	水田 みき子	●●●●●●●●●●
	戸田 悦子	●●●●●●●●●●
	市川 愛久	●●●●●●●●●●
	牧野 剛史	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	石田 健太郎	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	都築 正志	●●●●●●●●●●
	石田 芳秋	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	森田 麻里	四万十町仁井田1920
(5) 学識経験を有する者	戸田 晶秀	●●●●●●●●●●
	山田 佳代	四万十町替坂本41-5
(6) 前各号に掲げる者の ほか、教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和5年6月29日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年4月 1日 ~ 令和7年3月31日
 (森田 麻里)
 令和6年6月13日 ~ 令和7年3月31日
 (石田 健太郎)

承認第5号

専決処分の承認について

十川中学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年7月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

十川中学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年6月26日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく十川中学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	芝 伸介	●●●●●●●●●●
	山本 卓	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	久保 卓也	●●●●●●●●●●

変更後

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	岡峯 賢太	●●●●●●●●●●
	太田 公樹	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	酒井 龍一	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年6月26日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年6月26日に開催する学校運営協議会において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

十川中学校学校運営協議会委員名簿

令和6年6月26日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	田邊 千尋	●●●●●●●●●●
	仲 治幸	●●●●●●●●●●
	岡本 順一	●●●●●●●●●●
	岡峯 賢太	●●●●●●●●●●
	太田 公樹	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	酒井 龍一	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	高橋 知佐	●●●●●●●●●●
	中平 治子	●●●●●●●●●●
	田邊 眞司	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	岩井 崇通	四万十町十和川口484
(5) 学識経験を有する者	伊賀 修	●●●●●●●●●●
	富田 努	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者の ほか、教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和5年11月9日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
 (岩井 崇通)
 令和6年6月26日 ~ 令和7年3月31日
 (岡峯 賢太、太田 公樹、酒井 龍一)

議案第 1 号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 7 月 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 18 年四万十町教育長告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「旅行前」を「旅行費用確定後」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後		改正前																																															
<p>○四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年11月13日教育長告示第3号 第1条～ (略) 別表 (第3条関係) 小学校</p>		<p>○四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年11月13日教育長告示第3号 (趣旨) 別表 (第3条関係) 小学校</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>—</td> <td>11,630円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>通学用品費(第1学年を除く。)</td> <td>—</td> <td>2,270円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td>—</td> <td>54,060円</td> <td>年1回(5月)</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>実費</td> <td>実費の80%以内</td> <td><u>旅行費用確定後</u></td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>—</td> <td>実費の50%以内</td> <td>給食費支払日</td> </tr> </tbody> </table>	費目	要保護	準要保護	支給時期	学用品費	—	11,630円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)	新入学児童生徒学用品費等	—	54,060円	年1回(5月)	修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行費用確定後</u>	給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>—</td> <td>11,630円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>通学用品費(第1学年を除く。)</td> <td>—</td> <td>2,270円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td>—</td> <td>54,060円</td> <td>年1回(5月)</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>実費</td> <td>実費の80%以内</td> <td><u>旅行前</u></td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>—</td> <td>実費の50%以内</td> <td>給食費支払日</td> </tr> </tbody> </table>	費目	要保護	準要保護	支給時期	学用品費	—	11,630円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)	新入学児童生徒学用品費等	—	54,060円	年1回(5月)	修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行前</u>	給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日
費目	要保護	準要保護	支給時期																																														
学用品費	—	11,630円	年2回(5月、10月)																																														
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)																																														
新入学児童生徒学用品費等	—	54,060円	年1回(5月)																																														
修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行費用確定後</u>																																														
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日																																														
費目	要保護	準要保護	支給時期																																														
学用品費	—	11,630円	年2回(5月、10月)																																														
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)																																														
新入学児童生徒学用品費等	—	54,060円	年1回(5月)																																														
修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行前</u>																																														
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日																																														
<p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>—</td> <td>22,730円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>通学用品費(第1学年を除く。)</td> <td>—</td> <td>2,270円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td>—</td> <td>60,000円</td> <td>年1回(5月)</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>実費</td> <td>実費の80%以内</td> <td><u>旅行費用確定後</u></td> </tr> </tbody> </table>	費目	要保護	準要保護	支給時期	学用品費	—	22,730円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)	新入学児童生徒学用品費等	—	60,000円	年1回(5月)	修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行費用確定後</u>	<p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>—</td> <td>22,730円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>通学用品費(第1学年を除く。)</td> <td>—</td> <td>2,270円</td> <td>年2回(5月、10月)</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td>—</td> <td>60,000円</td> <td>年1回(5月)</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>実費</td> <td>実費の80%以内</td> <td><u>旅行前</u></td> </tr> </tbody> </table>	費目	要保護	準要保護	支給時期	学用品費	—	22,730円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)	新入学児童生徒学用品費等	—	60,000円	年1回(5月)	修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行前</u>								
費目	要保護	準要保護	支給時期																																														
学用品費	—	22,730円	年2回(5月、10月)																																														
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)																																														
新入学児童生徒学用品費等	—	60,000円	年1回(5月)																																														
修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行費用確定後</u>																																														
費目	要保護	準要保護	支給時期																																														
学用品費	—	22,730円	年2回(5月、10月)																																														
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,270円	年2回(5月、10月)																																														
新入学児童生徒学用品費等	—	60,000円	年1回(5月)																																														
修学旅行費	実費	実費の80%以内	<u>旅行前</u>																																														

改正後			改正前		
給食費	—	実費の50%以内	給食費	—	実費の50%以内
備考			備考		
<p>1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、この要綱に基づいて援助費は支給しない。</p> <p>2 年度途中で認定を行った場合、学用品費及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。</p> <p>3 新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。</p>			<p>1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、この要綱に基づいて援助費は支給しない。</p> <p>2 年度途中で認定を行った場合、学用品費及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。</p> <p>3 新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。</p>		

【改正の理由】

この要綱は、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対して、就学に必要な経費を援助する要保護及び準要保護児童生徒就学援助費について定めたものです。

この要綱により支給している就学援助費のうち、修学旅行費に係る援助費については、見込額に基づき旅行前に概算支給することとしており、旅行後に確定した旅行費と差がある場合には、追加支給や差額の返還を求めてきた(旅行後にその他の就学援助費の支給がある場合には、その額を減額して調整したケースもあります。) ところです。

また、令和5年度から実施している修学旅行費用の平準化(児童生徒数が少なくない状況が以前より多く発生しています。負担額が大きくなるバス代を平準化する制度)により、確定した旅行費と概算支給額との差額の返還を求めなければならない状況が以前より多く発生しています。

今回の改正については、支給時期を旅行費確定後とすることにより、保護者からの返還が生じないようにするものです。

なお、修学旅行費については、事前に積み立てや集金されていることが多いため、支給時期が遅くなったとしても、返還しなければならぬことがなくなることによって、保護者には返還手続き等の負担の軽減と事務効率の向上が期待できると考えます。

